

議案第57号

逗子市小児の医療費の助成に関する条例の一部改正について

逗子市小児の医療費の助成に関する条例の一部を次のように改正する。

令和4年10月31日提出

逗子市長 桐ヶ谷 覚

逗子市小児の医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例

逗子市小児の医療費の助成に関する条例（平成7年逗子市条例第19号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項及び第2項を次のように改める。

この条例において「小児」とは、満18歳に達する日以降の最初の3月31日までにある者をいう。

2 この条例において、「生徒等」とは、小児のうち学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する中学校、義務教育学校、中等教育学校の前期課程又は特別支援学校の中学部（以下「中学校等」という。）を卒業する日（中等教育学校にあつては前期課程を修了する日）の属する月の翌月から満18歳に達する日以降の最初の3月31日までにある者をいう。

第2条第6項中「健康保険法の規定による療養に要する費用の額の算定方法（平成6年厚生省告示第54号）」を「診療報酬の算定方法（平成20年厚生労働省告示第59号）」に改める。

第3条第1項ただし書及び各号中「児童等」を「生徒等」に改め、同条第2項中「掲げる」を「該当する」に改め、同項に次の2号を加える。

(5) 医療保険各法における被扶養者の認定に係る収入の要件を満たさない者又は当該収入の要件を満たさないときと同様の収入がある者

(6) 婚姻した者（婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様にある状態の者を

含む。)

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の逗子市小児の医療費の助成に関する条例の規定は、令和5年4月1日以後に行われた医療に係る医療費の助成について適用し、同日前に行われた医療に係る医療費については、なお従前の例による。

(提案理由)

子育て支援施策の一環として、小児の健康増進及び健全育成を支援することを目的に、中学校を卒業するまでの所得制限を撤廃するとともに、医療費の助成対象を、所得制限を設けたうえで満18歳に達する日以降の最初の3月31日まで引き上げるに当たり、関係する規定を改正する必要があるため提案する。